

大口町人・農地プラン検討会設置要綱

(設置)

第1条 人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域の中心となる経営体の確保や地域の中心となる経営体への農地集積等のプランとして大口町が作成する人・農地プランの原案の妥当性等について農業関係者から意見を聴取する場として、大口町人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 大口町農業委員会の会長
- (2) 愛知北農業協同組合大口支店の支店長
- (3) 認定農業者
- (4) 女性農業者
- (5) 関係機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第3条 検討会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議においては、委員長が議長を務める。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成26年3月7日 大口町告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第41号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第57号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。